



欧州連合 (EU) とは何ですか

独特な経済的および政治的協力関係を持つ、欧州の民主主義国家の集まりです。

EUの目的は何ですか

4.48億人の欧州市民に、より公正で安全な世界の中で、平和と繁栄と自由を保障することです。

どのような成果を挙げられていますか

人の移動と貿易における域内国境の廃止、欧州単一通貨ユーロの導入、食の安全と環境保護、貧困地域の生活水準の向上、犯罪とテロへの共同の取り組み、貧しい国々への世界最大の援助、数百万人の国外留学の実現などなど、たくさんあります。

どのような仕組みになっていますか

これらの事柄を実現するため、EU加盟国は、EUを運営しEUの法律を制定するさまざまな機関を有しています。主なものは次のとおりです。
・ 欧州議会（欧州市民を代表します）
・ 欧州理事会（各国の大統領または首相から構成されます）
・ 欧州連合（EU）理事会（各国政府を代表します）
・ 欧州委員会（立法準備を行い法律を施行します）
・ 欧州中央銀行（単一通貨ユーロを導入している EU加盟国全体の中央銀行です）

EUについてもっと知りたいのですが

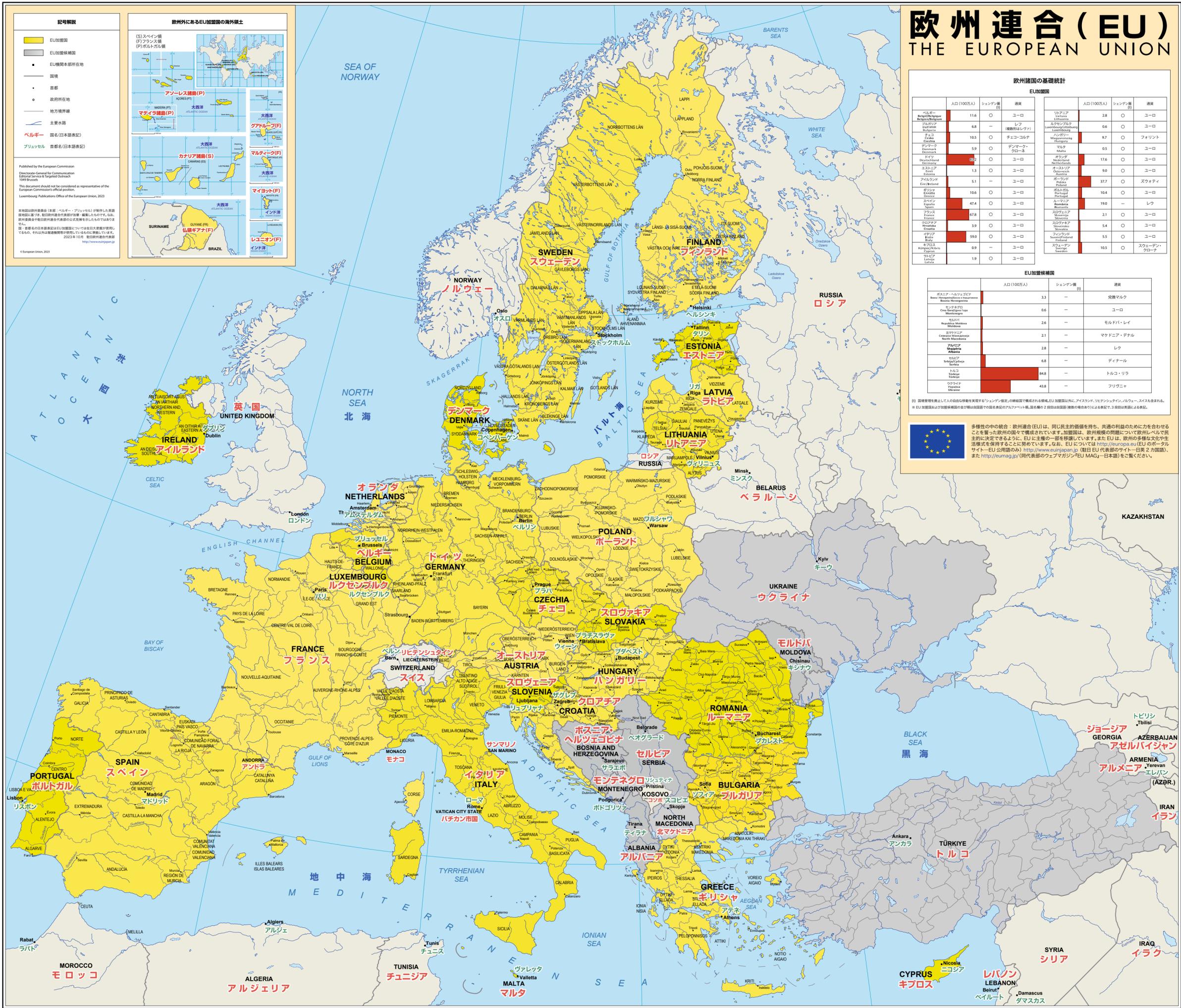
EUは完成したものではありません。EUは常に発展していく、他に類のない事業であり、これからも変革を続けます。

EUの詳しい情報は、駐日EU代表部の公式ウェブサイト (http://www.euinjapan.jp、日英2カ国語) をご覧ください。駐日EU代表部は、EUの政策や日・EU関係などをわかりやすく解説する日本語のウェブマガジン『EU MAG』(http://eumag.jp) を発行しています。また、最新のニュースやイベント情報をいち早く伝えるため、FacebookやTwitterなどのソーシャルメディアも活用しています。

EUの公式ウェブサイト『EUROPA』(http://europa.eu)にも、EUの報道発表、法律、統計資料などの情報がEUの公用語で多数掲載されています。

2010年 4月 初版発行 2015年10月 第6版発行 2020年 9月 第11版発行
2011年 4月 第2版発行 2017年 2月 第7版発行 2021年10月 第12版発行
2012年 4月 第3版発行 2017年10月 第8版発行 2023年10月 第13版発行
2013年 4月 第4版発行 2018年10月 第9版発行
2014年 4月 第5版発行 2019年10月 第10版発行

駐日欧州連合 (EU) 代表部
〒106-0047 東京都港区南麻布 4-6-28 ヨーロッパハウス
電話 (03) 5422-6001
http://www.euinjapan.jp



欧州連合 (EU) THE EUROPEAN UNION

欧州諸国の基礎統計

Table with 3 columns: Country, Population (100万), and Currency. Lists EU member states and accession candidates with their respective statistics.

EU加盟候補国

Table with 3 columns: Country, Population (100万), and Currency. Lists EU accession candidates with their respective statistics.

(注) 国名は国名と人々の自由な移動を実現するシェンゲン圏、国境を越えられぬEU加盟国に、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスを含まず、EU加盟国および加盟候補国の並びはEU加盟国での国名表記のアルファベット順、国名後の2桁はEU加盟国(国数の場合あり)による表記で、3桁目は英語による表記。



多様性の中の統合：欧州連合(EU)は、同じ長期的価値を持ち、共通の利益のために力を合わせることを誓った欧州の国々で構成されています。加盟国は、欧州規模の制度について欧州レベルで民主的に決定できるように、EUに主権の一部を移譲しています。またEUは、欧州の多様な文化や生活様式を保持することに努めています。なお、EUについてはhttp://europa.eu(EUのポータルサイト-EU公用語のみ) http://www.euinjapan.jp(駐日EU代表部のサイト-日英2カ国語)、またhttp://eumag.jp(代表部のウェブマガジン『EU MAG』-日本語)をご覧ください。

開かれた国境、チャンスも拡大

欧州連合（EU）市民はEU域内を旅行する場合、ほとんどの国でパスポートを携帯する必要がなく、出入国審査で止められることもありません。

EU市民は個人使用の目的であれば、製品をより安く入手できる国で、規制を受けたり追加の関税を支払ったりすることなく自由に買物をすることができます。単一通貨ユーロの導入で、ユーロ圏の国々の価格が直接比較できるようになりました。またユーロ圏内の移動も、外貨両替にかかるコストや不便がなくなったことで、より簡単になりました。

国境のない単一市場の確立で競争が高まった結果、製品の品質向上と低価格化が実現しました。携帯端末通話料やインターネット接続料、航空運賃も安くなりました。消費者はどの国で買物をしても、EUの規則の下、欠陥品や不良品の被害から保護されます。またEUは食品の安全についても、この上なく厳格な基準を採用しています。

EU市民はどのEU加盟国でも自由に居住し、働き、学び、そして引退後の生活を送ることができます。

留学

「エラスムス・プラス（Erasmus+）」は、欧州内の他の国で学習したり訓練を受けたりすることを支援する、EUの中心的な教育助成プログラムです。さらにエラスムス・プラスには、域外国の大学と学生を対象とした修士課程のジョイントディグリーや短期留学プログラムもあるので、日本を含む第三国との大学間協力や学生交流を促進します。



欧州議会 The European Parliament

欧州市民の声を代表

欧州市民の利益を代表する欧州議会の議員は、5年ごとに市民の直接選挙によって選ばれます。

議会の主な役割は、欧州委員会の立案に基づきEU法を制定することです。議会はこの責務をEU理事会と共同で果たしています。議会と理事会はまた、年間1,866億ユーロ（2023年）に上る予算の承認も共同で行っています。

欧州議会には欧州委員会を解散させる権限もあります。

705議席からなる欧州議会の議員は国ごとではなく、欧州全域にまたがる政党グループごとに活動します。この政党グループには、欧州人民党（キリスト教民主主義）グループ、社会民主進歩同盟グループ、欧州刷新グループ、緑の党グループなどがあります。欧州議会議員は、強硬な連邦主義者から公然としたEU懐疑派にいたるまで、欧州統合に関するあらゆる意見を代表しています。

欧州議会の主な会議はストラスブール（フランス）で開かれ、それ以外はブリュッセル（ベルギー）で開催されます。欧州議会ではEUのその他すべての機関と同様、24のEU公用語が使われています。

欧州議会はまだ欧州オンプズマンも選出します。欧州オンプズマンは、EU行政機関の不正に対する市民の苦情を受け付け、調査します。（<http://ombudsman.europa.eu>）

▶ <http://europarl.europa.eu>

環境重視の欧州

欧州の人々や政府は健康的な環境づくりに大きな関心を持っています。EUが環境保護と気候変動対策において世界をリードしているのはそのためです。

環境汚染には国境がないため、EU加盟国は多くの分野で協力して取り組んできました。欧州の河川や海辺が以前よりもきれいになり、車の排気ガスによる公害が減少したのも不思議ではありません。また廃棄物処理についても厳しい規則が導入されました。例えば、欧州で発生する危険なゴミを貧しい国々で処分することはできなくなりました。EUの厳しい規則のもと、企業が使用する化学品も、人間と環境にとって安全なものだけが許可されています。

また、世界的に問題となっている海洋ごみの対策として、EUは使い捨てプラスチック製品の一部を禁止し、リサイクルや再利用などを通じて、プラスチック製品の削減に力を入れています。

気候変動との戦い

EUは気候変動を阻止するために、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする「欧州グリーンディール」という意欲的な戦略を掲げています。

国際的にもリーダーシップを発揮しており、森林破壊の食い止め、メタンガスの削減、エネルギー転換などの国際協力を通じて世界の温室効果ガス排出量の削減に寄与しています。

エネルギー問題への取り組みはEUの長期的な気候変動対策の土台にあります。EUは風力、水力、太陽エネルギーなど、再生可能なクリーンエネルギーの利用拡大を目指す、拘束力のある目標を設定しました。また省エネ目標を設定し、エネルギー消費を抑制しています。これは単に気候変動との戦いに役立つだけではなく、域外から輸入する石油や天然ガスへの依存が減り、欧州経済の活性化とエネルギーのより安定的な供給も実現されることでしょ。

EUは温室効果ガスの排出量を減らしたエネルギー集約的な企業には報奨を与え、排出枠を超過した企業にはペナルティーを科すという、画期的な「排出量取引制度（EU-ETS）」を実施しています。

単一通貨ユーロ

EUの最も分かりやすい業績は、おそらくユーロ（€）でしょう。欧州の単一通貨であるユーロはEU加盟国中20カ国（2023年現在）、EU総人口の約4分の3の人々に利用されています。また、経済的な準備が整いたいい他の加盟国もユーロを導入するでしょう。

ユーロの紙幣と硬貨はいずれのユーロ導入国でも使うことができます。紙幣のデザインはどれも同じですが、硬貨は片面だけが共通で、もう一方の面には発行国それぞれの象徴的なデザインがほどこされています。

ユーロ導入国は次のとおりです（英語による国名のアルファベット順）。

オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン



均等な機会

私たちの社会は、国籍、性別、障害、人種やその他の理由で他人を差別することがなければ、より公平で効率的なものになります。EU法が差別を禁じているのはそのためです。

1950年代という早い時期に、初期のEU条約で、同じ仕事に対する男女の賃金は同一であること、という明確なルールが定められました。これ以降EUは女性の権利確立を目指す先駆者となり、その考えは現在、EUのすべての政策に取り込まれています。

欧州委員会はEUの行政機関です。欧州委員会は欧州全体の利益を代表し、また追求します。欧州委員会はEUの法案を起草して、欧州議会とEU理事会に提出します。またEUの政策の実施やEU予算の執行といった日常的業務を担当しています。さらに、すべての人々がEUの条約や法律を順守しているかを監視し、必要な場合には、違反者をEU司法裁判所の手に委ねる権限も持っています。

欧州委員会は加盟国から1人ずつの委員で構成されています。その仕事を支えているのが約32,000人の職員で、ほとんどがブリュッセルで働いています。

委員長は欧州理事会によって選ばれ、欧州議会の承認を受けて就任します。その他の委員は各国政府から次期委員長と協議の上で指名され、欧州議会の承認を受けなければなりません。委員は出身国政府の代表ではなく、それぞれがEUの特定の政策分野について責務を負っています。

委員長および委員の任期は5年です。これは欧州議会議員の任期と一致しています。

▶ <http://ec.europa.eu>

欧州連合（EU）司法裁判所 The Court of Justice of the European Union

EU司法裁判所の仕事は、EU法がEUの全加盟国で等しく解釈、適用され、すべての人に平等に施行されるようにすることです。例えば、同じ問題に対し国によって違う判決が出ることがないようにします。またEUの加盟国や機関がEU法を守っているかどうかも判断します。EU司法裁判所はルクセンブルクに置かれ、判事は各加盟国から1人ずつ任命されています。

▶ <http://curia.europa.eu>

自由、安全、公正をすべての人に

EU加盟国は国境を越えた犯罪やテロを取り締まるため、警察、税関、入国管理局、裁判所間にも全面的な協力体制を築きました。

ひとつの具体例として欧州逮捕状の導入が挙げられます。これにより、犯罪嫌疑者を、逮捕された国から指名手配している国へ移送することが容易になりました。またEU加盟国は難民政策の協調を図り、対外国境の警備を強化しています。

EU市民はどの加盟国にも自由に住めるため、EUのどこでも同じように司法制度を利用できなければなりません。加盟国政府はEU法を等しく適用し、ある国で下された判決が他国でも効力を持つようにする必要があります。EUの取り組みにより、結婚、別居、離婚、親権をはじめとする民事問題については、国境を越えた法的解決がすでに容易になっています。

雇用と成長

EUは域内単一市場と単一通貨を生み出し、貿易や移動にかかわるさまざまな障害を取り除くことを通じて、長年にわたりEU市民の繁栄に尽くしてきました。

競争の激しい現代社会において、欧州は雇用の拡大と熟練労働者を必要としています。新規雇用は研究開発分野で生まれる可能性があり、そのためEUは研究のための支出を大きく増やしています。また新しい技能も必要とされており、欧州市民はみな生涯を通じて学習を続けていくことが求められています。

EUの年間予算の約3分の1が、低開発地域の投資誘致や雇用創出、および失業者や資格不足の人のための職業訓練に使われています。

平和と安定を世界に

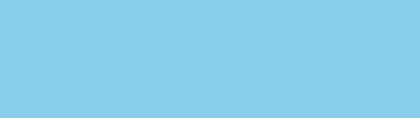
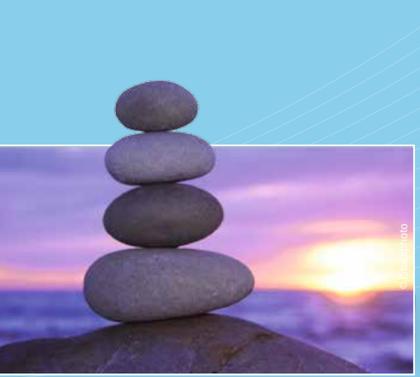
今日ではEU加盟国間の戦争など全く考えられません。それはまさに、過去70年あまりをかけた築いてきた欧州統合のためものです。この成功を基に、現在のEUは、平和で安全な地域を域外へも広めていくことに尽力しています。

紛争の発生を未然に防ぐ最善の方法は、より大きな繁栄を世界中に広めていくことです。世界最大の貿易圏であるEUはその影響力を用いて、世界貿易に関する公正なルールを確立しようとしています。EUはグローバル化が最貧国にも恩恵をもたらすよう努力しており、世界のどの国よりも多くの人道援助や開発援助を実施しています。

EUは平和維持を目的に、西バルカンなどの紛争地域へ軍事部隊や警察部隊を派遣しています。これはEUの共通外交・安全保障政策における防衛面の行動の一環です。

EUは、民主主義国家どうしが共通の利益のため経済的・政治的資源を共有していくにはどうすればよいのかを示しており、世界の他の地域にとってひとつのモデルとなりえるでしょう。

以上に加えて、環境・エネルギー問題や国際的経済問題などを含む、EUの対外政策を一括して調整し、推進する組織として、2011年から欧州対外行動庁（EEAS）が稼動しています。世界に約140あるEUの代表部（大使館に相当）はEEASの管轄下にあります。



EUのシンボル

EUの旗、円形に並んだ12個の星は、欧州の人々の一体性、連帯、調和という理念を象徴しています。星の数はEU加盟国の数とは関係ありません。



EUの歌、旋律はベートーベン交響曲第九番（歓喜の歌）からとっています。この曲をEUの歌として演奏するときは、歌詞はつけません。

ヨーロッパ・デー（5月9日）
現在のEUの基礎となった構想は、1950年5月9日に当時のフランス外務大臣ロベール・シューマンが提唱したものです。そのため毎年5月9日はEUの記念日として祝われています。

「多様性の中の統合」
EUのモットーです。



EUへの加盟

EUは1952年に6カ国で発足し、それ以来加盟国が増え続けています。2004年と2007年の新規加盟で、15カ国だった加盟国は27カ国となり、冷戦で45年もの間分断されてきた欧州が一つになるという歴史的拡大を経験しました。次いでクロアチアが加わり、加盟国は28カ国となりましたが、後に英国が脱退して27カ国に戻りました。

欧州のどの国であれ、法の支配、人権、マイノリティ保護が保障される安定した民主国家であれば、EUに加盟することができます。また、市場経済が機能していることと、EU法を施行できる行政機構を備えていることも条件となります。

現在の加盟候補国はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、トルコ、ウクライナです。EUは候補国にかなりの経済的・実務的な支援を行い、加盟準備を助けています。

ある国が加盟申請をしてから実際に加盟するまで10年、もしくはそれ以上の年月がかかります。加盟条約は、合意された後に、候補国の議会と全加盟国の議会で批准される必要があります。

EUの拡大

EU加盟国とそれぞれの加盟年

1952年	ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ
--------------	---------------------------------

1973年	デンマーク、アイルランド、英国（2020年脱退）
--------------	--------------------------

1981年	ギリシャ
1986年	ポルトガル、スペイン
1995年	オーストリア、フィンランド、スウェーデン

2004年	キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア
--------------	---

2007年	ブルガリア、ルーマニア
2013年	クロアチア



日本におけるネットワーク

日欧産業協力センター
Tel. 03-646-0281 <http://www.euu-japan.eu>（日英2カ国語）
EUインスティテュート・イン・ジャパン
EUJ 早稲田（早稲田大学地域・地域開発機構欧州地域ユニット）
Tel. 03-5286-9702 <https://www.waseda.jp/inst/oris/univ/eu/>
EUJ 国府（早稲田・神奈川大学）
Tel. 078-803-5113 <http://www.jphe.kobe-u.ac.jp/eu/kanai/>
ジャン・モネ CoE（Jean Monnet Centre of Excellence）
神戸大学ジャン・モネ CoE
Tel. 078-803-5351 <http://www.jphe.kobe-u.ac.jp/jmcoe/>
ジャン・モネ CoE 九州（九州大学）
Tel. 092-802-2190 <https://eu.kyushu-u.ac.jp/jmcoejp.html>
EU 情報センター（EU）（大学内設置場所・設置年）
北海道大学 EU 情報センター（附属設置場：1982年）
Tel. 011-706-2973 <https://www.lib.kobe.ac.jp/en-ue-oced/>
東北大学 EU 情報センター（附属設置場：1983年）
Tel. 022-795-5933 <https://www.library.tohoku.ac.jp/collection/global.html>
早稲田大学 EU 情報センター（附設政治経済研究所：1978年）
Tel. 03-3204-8960 <https://www.waseda.jp/peu/wmcc/about/eu/>
東京大学 EU 情報センター（総合図書館：1980年）
Tel. 03-5841-2645 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/lib/ary/ary/general/user-guide/materials/tdc>
慶應義塾大学 EU 情報センター（三田メディアセンター：1982年）
Tel. 03-5427-1658 https://www.lib.keio.ac.jp/collection/eu_mita.html
上智大学 EU 情報センター（ヨーロッパ研究所：1985年）
Tel. 03-3238-3902 <http://dept.sophia.ac.jp/eu/>
中央大学 EU 情報センター（中央図書館国際関係情報研究室：1979年）
Tel. 042-674-2591 http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamacampus/int_dataroom/
一橋大学 EU 情報センター（附属設置場：1991年）
Tel. 042-580-8261 <https://www.lib.hit-u.ac.jp/about/library/partner/eu/>
金沢大学 EU 情報センター（附属設置場：1985年）
Tel. 076-264-5211 <https://library.kanazawa-u.ac.jp/>
日本大学 EU 情報センター（国際関係学部図書：1985年）
Tel. 055-980-0860 <https://www.nihon-u.ac.jp/lib/>
名城大学 EU 情報センター（総合図書：1973年）
Tel. 052-789-4922 <https://www.nmu.nagoya-u.ac.jp/eco/index.html>
同志社大学 EU 情報センター（今山図書館：1976年）
（図書館建築工場の火、2023年8月上旬から2026年3月末まで閉鎖）
Tel. 075-251-3980 <https://library.doshisha.ac.jp/guide/specially/eu.html>
関西大学 EU 情報センター（総合図書：1983年）
Tel. 06-6368-0267 <https://opac.lib.kansai-u.ac.jp/>
関西学院大学 EU 情報センター（図書館：2007年）
Tel. 0798-54-6072 https://www.kwansei.ac.jp/s_is/eui
香川大学 EU 情報センター（図書館：1983年）
Tel. 087-832-1244 <https://w3.lib.kagawa-u.ac.jp/>
福山大学 EU 情報センター（附属設置場：1985年）
Tel. 084-936-2116 <https://www.fukuyama-u.ac.jp/library/#/tk4>
西南学院大学 EU 情報センター（図書館：1969年）
Tel. 092-823-3426 <https://opac.seinan-gu.ac.jp/library/facility/reference/about>
琉球大学 EU 情報センター（附属設置場：1985年）
Tel. 098-895-8161 <https://www.lib.u-ryukyuu.ac.jp/>
寄託図書館
国立国会図書館（議会図書管理：1963年）
Tel. 03-3381-2331 <http://mav1.ndl.go.jp/politics/>
EU 協会
北海道 EU 協会（株式会社北海道二十一世紀総合研究所内）
Tel. 011-231-3053 <http://hokkaido-eu.org/>
宮城 EU 協会（仙台工業会館内）
Tel. 022-265-8184 <http://www.sendaicc.or.jp/eu/>
山形県 EU 協会（山形県経産者協会内）
Tel. 023-622-3875 <http://www.yamagataeu.jp/>
会津 EU 協会（会津県商工会館内）
Tel. 0242-27-1212 <http://www.aizu-cc.or.jp/a-gaikaku/eu/eu.htm>
石川 EU 協会（金沢大学人間社会学域経済学類 佐藤秀樹研究室付）
<http://www.shikawa-eu.org/>
長野県 EU 協会（長野県経産者協会内）
Tel. 026-235-3522 <http://www.nea.or.jp/eu/>
兵庫 EU 協会（兵庫国際文化交流協会内）
Tel. 078-230-3090 <http://www.hyogo-ig.or.jp/hyogoeu/index.html>
岡山 EU 協会（岡山経済同友会内）
Tel. 086-222-0051 <http://okayama-eu.jp/>
山口 EU 協会
Tel. 083-920-2965 <https://www.eu-yamaguchi.jp/>
松山 EU 協会
Tel. 089-908-5151
福岡 EU 協会（福岡国際文化交流センター内）
Tel. 092-725-9200 <http://www.fukuoka-eu.com/>
佐賀県 EU 協会（佐賀新聞社秘書室内）
Tel. 0952-28-2145 <https://www.facebook.com/sagakeneu> <https://twitter.com/sagakeneu>